

# 1月23日(日)は

投票時間は午前7時から午後8時まで

## 投票のできる人

- 日本国籍のある人
- 投票日(1月23日)に満20歳以上の人  
(昭和60年1月24日以前に生まれた人)
- 3ヶ月以上引き続き市内に住所のある人  
(平成16年10月5日以前に転入届を出した人)
- 美濃加茂市の選挙人名簿に登録されている人でも県外へ転出した人は、投票できません。



## 県内の他市町村へ転出した人

美濃加茂市の選挙人名簿に登録され平成16年9月23日以降に県内の他市町村へ転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、次のいずれかの方法で投票することができます。

- ①投票日に美濃加茂市の投票所で投票する
- ②美濃加茂市で期日前投票をする
- ③美濃加茂市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、新住所地で不在者投票をする

※いずれの場合も、美濃加茂市役所市民課または新住所地の市町村役場住民担当課で「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、投票または投票用紙などの請求の際これを提示する必要があります

※美濃加茂市から県内の新住所地に転出後、さらに県内の他市町村へ転出した人は、投票できませんので注意してください

## 県内の他市町村から転入した人

平成16年10月6日以降に県内の他市町村から美濃加茂市へ転入した人は、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。前住所地の選挙管理委員会へ登録の有無を確認してください。

前住所地で登録されている人は、次のいずれかの方法で投票ができます。

- ①投票日に前住所地の投票所で投票する
- ②前住所地で期日前投票をする
- ③前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、美濃加茂市で不在者投票をする

※いずれの場合も、美濃加茂市役所市民課または前住所地の市町村役場住民担当課で「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、投票または投票用紙などの請求の際これを提示する必要があります

県政に わたしの願い この一票

# 岐阜県知事選挙の投票日です

## 期日前投票・不在者投票

- 投票のできる期間 1月7日(金)～1月22日(土)
  - 投票のできる時間 午前8時30分から午後8時まで
  - 投票のできる場所 市中央公民館 202号室
  - 投票のできる人 投票日(1月23日)に、仕事、旅行、冠婚葬祭、歩行困難などのために投票所へ行くことができない人
- (自宅などでの不在者投票)  
●身体に重度の障害があり、一定の要件に当てはまる人は、郵便による在宅投票ができます。この方法で投票するためには、美濃加茂市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要です。
- (遠隔地に滞在している場合の不在者投票)  
●美濃加茂市の選挙人名簿に登録され遠隔地に滞在している人で、美濃加茂市で投票することができない場合、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票することができます。
- (指定病院などに入院している場合の不在者投票)  
●都道府県選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームなどに入院・入所している人で、投票日(1月23日)に投票所へ行くことができない人は、その施設内で不在者投票をすることができます。この場合、請求などに時間がかかりますので、早めに病院または老人ホームなどに申し出てください。
- ※手続などの詳細については、市選挙管理委員会へお問い合わせください

## 投票所の変更

次の3か所の投票所が変更になります  
のでご注意ください。

- ・川合西公民館 → 川合東公民館
- ・佐口公民館 → 本地公民館
- ・田畠公民館 → 南坂公民館

## 開 票

- ◇と き 平成17年1月23日(日)  
午後8時50分から
  - ◇と こ ろ 市中央体育館プラザちゅうたい
- 開票所参観入場券について  
開票の参観ができる人は、岐阜県知事選挙の選挙権のある人に限られます。開票の参観を希望される人に開票所参観入場券を交付します。交付を希望される人は、投票日の投票所または期日前投票所(不在者投票会場)で申し出てください

◎ご不明な点は、市選挙管理委員会までお気軽にお尋ねください。

TEL. 25・2111 内線273・274・277  
FAX. 25・3917

URL:<http://www.city.minokamo.gifu.jp> E-Mail:[gyouzai@city.minokamo.lg.jp](mailto:gyouzai@city.minokamo.lg.jp)